

タケウチタクヤ

私の息子で24才です。中学生の頃から音楽が好きになり、城北高校、明治学院大学を経て、現在は東京で歌手活動に専念しています。近藤真彦のアレンジ・ギターやCHAGE&ASKAのギタリストで著名な鈴川真樹氏の指導を得ています。

将来が保証されていない職業選択ゆえ、親としては多大な懸念がありますが、本人の意思を尊重することとしました。若い日に親の希望とは違う道を歩んだ私に、息子の道を阻む権利は無いと思ったからです。

『タケウチタクヤ』というブログがありますので、お暇な時に御覧いただければ幸いです。



(竹内)



研修会・懇親会へのご案内



1. 日時・場所

平成22年9月3日(金)

阿波観光ホテル 研修会 4階 ダイヤモンドパレス

懇親会 5階 クリスタルパレス



2. 研修会(14:30~17:45)

① 就業規則の見直し ―あなたの会社の就業規則は大丈夫でしょうか― (14:30~15:30)

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子

② 税制改正の補足と企業再生の税務 (15:45~16:30)

講師 さくら税理士法人 公認会計士 渡邊 功

③ 「龍馬の写真」坂本龍馬の写真にまつわる裏話や多くの謎について (16:45~17:45)

講師 徳島大学名誉教授 渋谷 雅之

3. 懇親会(18:00~20:00)

アトラクション 【 タケウチ タクヤ 】シンガーソングライター

『幸せの四つ葉』

明日晴れたらちょっと早起きして

幸せを呼ぶ四つ葉探しに行こう…



正式な案内状を郵送しております。準備の都合上、同封のはがきに必要事項を記載の上、8月17日(火)までにお返事くださいますようお願い申し上げます。

グループ法人税制の創設

既報のとおり、平成22年度税制改正において、「完全支配関係」にある法人間の取引について、新たなグループ法人税制が創設されました。

「完全支配関係」とは、発行済株式の全てを直接又は間接に保有する関係で、親子会社や兄弟会社などが考えられます。グループ法人税制は、資本金の大小などに関係なくすべての法人に強制的に適用されるので、100%支配関係の洗い出しや取引の把握が不可欠となります。

グループ法人税制には、具体的に、以下のようなものがあります。

①譲渡損益の繰り延べ

完全支配関係のある法人間での譲渡取引に関する一定の譲渡損益の計上が繰り延べられます。繰り延べられた譲渡損益は、グループの内外を問わず再譲渡等（償却や評価換え、貸倒れや除却等を含む）するときに計上されることになります。

②寄附金と受贈益

完全支配関係のある法人間で寄附が行われた場合、支出法人では寄附金を全額損金不算入、受領法人は受贈益を全額益金不算入とされます。（寄附がなかったもののように取り扱います）

ただし、グループ法人税制を相続税節税に利用することを防ぐ観点から、グループ内に個人である同族関係者が含まれている場合、当該寄附が個人株主の相続税等に影響を及ぼすものは不算入規定の対象とはなりません。

③子会社の解散と未処理欠損金額の引き継ぎ

完全支配関係にある子会社が解散した場合、親会社は、その子会社株式の消滅損を計上することができなくなる一方で、その子会社の未処理欠損金の引き継ぎが原則として認められます。

④受取配当金の益金不算入制度の改正

グループ法人税制の導入に伴い、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から、100%子法人等から支払いを受けた配当等については、負債利子を控除することなく全額が益金不算入となります。

上記①、②、③については、決算期にかかわらず、**平成22年10月1日以後に行う取引**について適用されます。
こうした取引をご計画の方は、お早めに当事務所までご相談ください。（大寺）

「新卒者体験雇用奨励金」

平成22年6月7日から「新卒者体験雇用事業」の内容が拡充されました。

この事業の目的は就職先が決まっていない新規学卒者を対象として
企業が体験的な雇用の機会を設けることにより、
その後の正規雇用につなげることです。

☆主な要件と改正点☆

- ・体験雇用期間 …… 改正前→「1ヵ月」 改正後→「最長3ヵ月」
- ・奨励金額 …… 改正前→「8万円」 改正後→「最大16万円」※1
（※1 1ヵ月目8万円、2・3ヵ月目各4万円）
- ・対象者 …… 卒業後も就職活動中の大学生、高校生
（ハローワークへ登録が必要）
- ・体験期間中の労働時間 …… 通常労働者の1週間の所定労働時間と同程度
- ・期間中の賃金 …… 契約で定めた額

このような制度をうまく活用して人材の採用定着につなげるものです。

詳細については
当事務所へ
お問い合わせ下さい。

（西谷）

8月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届
＜概算保険料160万円未満・請負金額19,000万円未満の
工事＞（労働基準監督署）
- 31日 継続・有期事業概算保険料延納額＜8月～11月分＞の
納付（労働基準監督署）
健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況
報告書提出
（社会保険事務所または健康保険組合、公共職業安定所）
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎
年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

- 1 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 3 7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- 4 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・
(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…8月31日
- 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る
確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…8月31日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税> 申告期限…8月31日

- 7 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・
法人住民税>… 半期分
申告期限…8月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の
3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…8月31日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人
事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)
<消費税・地方消費税>
申告期限…8月31日
- 10 個人事業者の22年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

《資産税係》

相続により年金形式で受け取る生命保険金

7/6に最高裁にて、相続財産として課税された年金形式で受け取る生命保険金については所得税の課税対象とならない旨の判決が出されました。当該年金に所得税を課税するのは、相続税と所得税との二重課税にあたるとの見方のようです。

これにより、相続により年金形式での生命保険金を受け取っておられる方は、所得税の課税が免除される可能性がある上、過去に年金形式で生命保険金を受け取っていた方についても、遡り還付される可能性があります。

過去5年間につきましては更正の請求という形で還付請求することが出来ますが、それ以前についても、何らかの救済措置がとられることが予想されます。この記事は7/8時点の速報を基にしておりますので、詳細については、国税庁からの情報が出た時点で随時掲載していきますので、ご確認下さい。

路線価について

7/1に、平成22年の路線価が国税庁より公表されました。本年も、全国的に景気低迷の影響を受けて下落しております。徳島県も下落基調にあり、ここ数年縮小傾向にあった下げ幅も拡大に転じ、県内の路線価平均額は、前年より6.8%下落したようです。

(久保脇)

《会計制度》

国際財務報告基準

先月に引き続き、愉快で楽しい(?)会計基準の話です。新聞等でも大きく報道されていますが、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)の任意適用について、2010年3月期から一定の上場企業の連結財務諸表に限り認められることになりました。IFRSは、[国際会計基準審議会\(IASB\)](#)によって設定される[会計基準](#)で、国際会計基準(IAS)を含む総称として広義で用いられることもあります。では何故、IFRSの適用が大きなニュースになるのでしょうか?各々の国には、大なり小なり独特の商慣行があり、それに応じた独自の会計基準が存在します。それらは尊重されるべき、ではあるのですが、当然問題が発生します。日本企業が日本基準で作成した財務諸表と、米国企業が米国基準で作成したそれを、投資家が単純比較することができなくなるのです。この問題を解消するには、どちらかの企業が他国の基準で財務諸表を再作成するしかありません(実際、トヨタは米国基準で作成していました)。そこで考え出されたのが「世界共通の会計基準」、すなわちIFRS、ということになります。日本基準をIFRSに修正すれば大丈夫!というわけです。

しかし、そんな単純な話なのでしょうか?(続く)

(渡邊)

《建設係》

建設業許可申請に係る変更点について

前回の7月号では、経営事項審査における注意点等について列挙しましたが、8月号では許可申請についての変更点をまとめてみました。

1. 財務諸表の様式変更

会社法等の改正に伴い、財務諸表等の記載要領や様式が改正されましたので、平成22年4月1日以降に提出される業者から新様式を使用して下さい。

2. 提出部数の変更

以前は正本1部、副本2部の計3部が必要でしたが、平成22年4月1日以降の提出から正本1部のみの提出に変更されました。ただし、受付印が必要の場合や、提出後の訂正に対応するために提出した書類のコピーを準備していただくことをお勧めします。

(また、廃業届けなど各種変更届けも1部となりました)

3. 決算変更届(様式第3号)直前3年の各営業年度における工事施工金額)

決算期の直前2期分についても業種ごとに工事高の内訳を記載するようになりました。

(待田)

《医療係》

C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ

厚生労働省では、フィブリノゲン製剤の投与を受けた可能性のあると思われる方について、「一度血液検査を受けてください」と呼びかけています。

フィブリノゲン製剤は、人の血液の成分を原料とした医薬品の一種で、かつては大量出血時の止血等の目的で、特に昭和63年6月以前は多くの医療機関で用いられていました。しかし、その当時、フィブリノゲン製剤の原料に混入した肝炎ウイルスを不活性化するための技術が十分でなかったことから、平成6年以前に同製剤を投与された方々は、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられます。

検査受診の呼びかけの対象者は平成6年以前に公表医療機関(※)で大量出血するような治療を受けた方などが該当しています。気になる方は是非検査を受けましょう。

(※)徳島県では徳島県立中央病院や徳島赤十字病院など51の病院・診療所があります。詳しくは厚生労働省のホームページで確認できます。また問い合わせ窓口は厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口(0120-509-002)となっています。

(後藤)

先月号の役員紹介いかがでしたか？
先月号に引き続きまして・・・役員紹介②です。
今回は、ちょっと照れちゃう恋バナ質問もあります（笑）
お見逃しなく！！



Q1. 今の職業を選んだ理由は？

- 木村義 人のためにつくしたいため
(今度、生まれた場合も現在の職業に就きたい)
- 木村喜 生活の上で必要であったから
(社労士の制度が出来たので)
- 竹内洋 好きな勉強で生きていきたいと思った
- 竹内政 さくら社会保険労務士法人の継続のため
- 大 寺 学生時代の先輩のススメで

Q2. 今、夢中になっている事は？

- 木村義 佐古・シルバークラブ 連合会員の幸福への道
- 木村喜 手許に残っている毛糸の整理と、
モチーフの発見
- 竹内洋 WOWOW の世界プロボクシング
- 竹内政 阿波踊りの練習 (佐古町の愛日連)
- 大 寺 iPhone

Q3. これからチャレンジしてみたい事は？

- 木村義 阿波の伝統と歴史の掘り起こし
- 木村喜 最後に長編小説を書きたい
- 竹内洋 水泳 (クロール)
- 竹内政 足腰立つうちに、海外留(遊)学
- 大 寺 ダイエット、外国語

Q4. 健康のためにしている事はありますか？

- 木村義 筋力トレーニング、青竹踏み
柔軟な頭脳への洗練の研究と実践
- 木村喜 食事の制限
- 竹内洋 サウナ、サプリメント
- 竹内政 一週間のうち一日は自然に目覚めるまで眠る
- 大 寺 プールウォーキング、Wii fit

Q5. 馴初めは？プロポーズの言葉も教えてください。

- 木村義 2500 年前の(松永弾正愛蔵の)樺の火鉢を挟んでの
お見合いの席で、
- 義次作 見初め合う 三十路の春に
紅葉して
(上の句を渡した)
- 木村喜 喜美子作 大き運命の 一日となりぬ
(下の句をつけた)
- 仲人は勤務先の学校長、夫は父の教え子でした。
- 竹内洋 「カレーライスのはやり方は？」
(レシピを聞いて)
「結婚してもいいよ」
- 竹内政 カレーが作れたら誰でもよかった・・・？(笑)
- 大 寺 業界の先輩の紹介で
「そろそろ結婚する？」
(義母に会わされたプレッシャーで(笑))

Q6. 夫 (妻) の好きなところはどこですか？

- 木村義 (1)文学好きと文章を書くこと
(2)負けん気 (積極性)
(3)よく気配りしてくれること
- 木村喜 きれい好き、くよくよしない所
- 竹内洋 よく面倒をみてくれるところ
- 竹内政 私的な部分でのアバウトさ
- 大 寺 人の悪口を言わないところ

Q7. 夫婦円満の秘訣は？

- 木村義 思いやり (愛)
- 木村喜 何があっても早く忘れること
- 竹内洋 相手の世界に立ち入らない
- 竹内政 お互いあまり干渉しない
- 大 寺 愛。(笑)

当事務所では、**8月12日(木)から15日(日)**まで
夏期休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、
何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。
なお、16日(月)以降は平常業務とさせていただきます。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。
内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書
の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の
商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181